

# 個別公共事業の評価書（ダム事業）

平成25年7月31日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）及び平成25年度国土交通省事後評価実施計画（平成25年3月29日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、平成25年度予算に係る評価として、ダム関係の5事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	松下 新平

事業名 ( )内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

## 平成25年度予算に係る再評価について

## 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等					1	1	1			
	補助事業					4	4	3	1		
合 計		0	0	0	0	5	5	4	0	1	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成25年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】  
【ダム事業】  
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		費用:0 (億円)	B/C	貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠						
新丸山ダム建設 事業 中部地方整備局	その他	1,973	8,147	2,053	4.0		<p>・木曾川水系は、上流部は閉鎖型の氾濫域であり、中下流においては拡散型の氾濫域となっており、古くから洪水被害が頻発している。戦後最大規模の洪水である昭和58年9月洪水では、美濃加茂市などで甚大な被害が発生した。近年でも、平成23年9月に143戸の洪水被害が発生している。</p> <p>・木曾川水系は、平成6、17年洪水をはじめ、近年23年間(平成元年～平成23年)において、14回の取水制限を実施するなど、濁水の生じる頻度が高い水系であり、社会経済活動に影響を与えている。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <p>・木曾川流域は、長野県、岐阜県、愛知県、三重県の4県にまたがり、中京圏を擁した濃尾平野を流域に抱え、流域内人口は約58万人に達する。なお、近年は流域内人口に大きな変化はない。</p> <p>・現在、生活再建工事段階であり、平成25年3月末現在で進捗率は約33%(事業費ベース:総事業費1,973億円に対する進捗率)</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <p>・事業費及び工期の点検については、平成2年5月に策定された「新丸山ダムの建設に関する基本計画」の総事業費等については最新のデータ等で点検を行った結果、平成25年度以降を対象とした残事業費は、約1,321.1億円であることを確認し、これを今回の検証に用いた。また、完成までの工期については、事業継続になった場合の事業完了までに必要な期間は概ね16年かかることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</p> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標である戦後最大洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが出来るように、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、6案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。</p> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、4案の対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <p>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</p> <p>・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で「新丸山ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は、「新丸山ダム案」である。</p>	継続	水管理・国土保 全局治水課 (課長 山田邦博)

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

(補助事業)

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		費用:0 (億円)	B/C	貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠						
川内沢ダム建設 事業 宮城県	その他	80	190	72	2.6		<p>・川内沢川流域を含む増田川圏域では、昭和57年9月、昭和61年8月に被害の大きな洪水が発生しており、近年でも、平成6年9月、平成11年8月、平成14年7月等に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水実績としては、昭和57年9月の洪水では、浸水戸数20戸、昭和61年8月の洪水では、全壊1戸、浸水戸数1,878戸、平成6年9月の洪水では、全壊4戸、浸水戸数2,970戸、平成14年7月の洪水では、浸水戸数7戸の洪水被害が発生している。</p> <p>※昭和61年、平成6年、平成14年の被害には、隣接河川の被害も含む。</p> <p>・平成6年8月の濁水においては、川内沢川中流において無水区間が生じ、節水呼びかけ等の取水制限が行われた。また、平成9年4月にも、濁水により番水制が行われている。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <p>・川内沢川流域は、名取市と岩沼市からなり、その人口は平成22年11月末現在で約12万人であり、仙台市のベッドタウンとして人口及び世帯数ともに増加傾向である。</p> <p>・現在、調査・地元説明段階であり、平成24年3月末現在で進捗率は約33%(事業費ベース)</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <p>・事業費及び工期の点検については、現時点で想定している事業費等を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更が無いこと、工期については、平成32年度の完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</p> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、3案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。</p> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、4案の対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <p>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</p> <p>・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で川内沢ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は川内沢ダム案が優位と評価した。</p>	継続	水管理・国土保 全局治水課 (課長 山田邦博)
波積ダム建設 事業 島根県	その他	163	181	162	1.1		<p>・都治川沿川では、昭和46年7月、昭和47年7月、昭和58年7月、昭和63年7月等に被害の大きな洪水が発生しており、近年でも、平成7年8月、平成18年7月等に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水実績としては、昭和46年7月の洪水では、全壊19戸、浸水戸数102戸、昭和47年7月の洪水では、全壊157戸、浸水戸数2,866戸(江の川本川の被害も含む)、昭和58年7月の洪水では、全壊2戸、浸水戸数18戸、平成18年7月の洪水では、浸水戸数6戸の洪水被害が発生している。</p> <p>※被害には、内水被害、土砂災害を含む。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <p>・都治川流域内に位置する江津市松川町・都治町・波積町、大田市温泉津町の平成17年の人口は合計で約3,800人であり、人口は減少傾向にある。</p> <p>・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月末現在で進捗率は約32%(事業費ベース:総事業費163億円に対して)</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <p>・事業費及び工期の点検については、平成13年度に策定した全体計画の事業費等を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については6億円減額の163億円になること、工期については、検証終了後10年後に完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</p> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>※波積ダムについては、平成23年3月18日に国土交通省へ検討報告書を提出し、第14回河川審議会(H23.6.13)で審議。その際、有識者会議より「ダムの代替案の検討内容について、次回以降の有識者会議でもう一度説明を受けたうえで意見をとりまとめることとなり、追加検討を実施。</p> <p>「洪水調節」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、7案(追加検討を含む)の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。</p> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、2案の対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <p>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</p> <p>・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で波積ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は波積ダム案が優位と評価した。</p>	継続	水管理・国土保 全局治水課 (課長 山田邦博)

矢原川ダム建設事業 島根県	その他	220	229	<p>【内訳】 被害防止便益: 223億円 残存価値: 6.3億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数: 21戸 年平均浸水軽減面積: 3.8ha</p>	154	1.5	<p>・三隅川沿川では、昭和47年7月、昭和58年7月、昭和60年7月、昭和63年7月等に被害の大きな洪水が発生しており、近年でも、平成7年8月、平成9年7月等に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水実績としては、昭和47年7月の洪水では、全壊70戸、浸水戸数838戸、昭和58年7月の洪水では、全半壊1,054戸、浸水戸数1,026戸、昭和60年7月の洪水では、全半壊118戸、浸水戸数539戸、昭和63年7月の洪水では、浸水戸数320戸、平成9年7月の洪水では、浸水戸数4戸の洪水被害が発生している。</p> <p>※被害には、内水被害、土砂災害を含む。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・三隅川流域内に位置する浜田市(旧三隅町、旧弥栄町)及び益田市(旧美都町)の平成17年の人口は合計で約11,700人、世帯数は合計で約4,600世帯であり、人口及び世帯数ともに減少傾向にある。 ・現在、調査・地元説明段階であり、平成23年3月末現在で進捗率は約5%(事業費ベース: 総事業費220億円に対して) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、現時点で想定している事業費等を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については6億円減額の220億円になること、工期については、検証終了後16年後に完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</p> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検証】 ※矢原川ダムについては、平成23年3月18日に国土交通省へ検討報告書を提出し、第14回有識者会議(H23.6.13)で審議。その際、有識者会議より「ダムの代替案の検討内容について、次回以降の有識者会議でもう一度説明を受けたうえで意見をとりまとめることとなり、追加検討を実施。」</p> <p>【洪水調節】 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、6案(追加検討を含む)の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、洪水調節で矢原川ダム案が優位であり、矢原川ダムは治水目的以外の目的がないため、検証対象ダムの総合的な評価は矢原川ダム案が優位と評価した。</p>	継続	水管理・国土保 全局治水課 (課長 山田邦博)
有田川総合開発事業(※2) 佐賀県	その他	94	-	-	-	-	<p>・有田川流域では、昭和42年7月、昭和51年8月、昭和57年7月及び平成2年7月に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水実績としては、昭和42年7月の洪水では、浸水戸数3,492戸、昭和51年8月の洪水では、浸水戸数34戸、昭和57年7月の洪水では、浸水戸数10戸、平成2年7月の洪水では、浸水戸数27戸の洪水被害が発生している。</p> <p>※被害には、内水被害、土砂災害を含む。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・平成20年度公共事業評価監視委員会において、「水需給を見極め、再度諮問する」との附帯意見がなされる。 ・あらためて、流域の関係利水者(有田町、伊万里市)に「有田川総合開発事業への参画」について意見照会を行ったところ、有田町からは「水開発の必要性は低い」、伊万里市からは「新たな水資源開発の必要性は低い」との回答であった。 ・猿川ダムからの不特定補給区間周辺地域の耕地面積が減少傾向にある。</p> <p>②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・近年の状況における供給可能量と水需給量をみると十分満足しており、また、将来予測においても供給可能量の範囲内であることから新規利水の必要性は低い。 ・不特定については、周辺地域の耕地面積が減少傾向にあるなど緊急性は低い。 ・治水対策案として、利水者の撤退や不特定確保の緊急性が低いことから、治水専用ダムでの検討となり、ダム+河川改修案に比べ河川改修単案の方が経済的である。</p>	中止	水管理・国土保 全局治水課 (課長 山田邦博)

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検証結果の報告書」等に基づき作成している。

※2:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5.2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。

## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>ありたがわ</small> 有田川総合開発事業 <small>さがけんにしまつうらぐんありたちょう</small> (佐賀県西松浦郡有田町)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。